

2006 10/1 日経

家庭六法

「アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するためにはアンテナ工事が必要です。最低費用二万円を負担して頂きます。指定口座に直ちにお振り込みください」。ある日、こんな内容の封書が届いたらあなたならどうしますか？「振り込め詐欺」の一つ



古賀 克重
弁護士

である「架空請求」は二〇〇二年ころから急激に増加し、社会問題化しました。警察の取り締まり強化もあり、被害件数は減少傾向にあります。しかし、手口は悪質・巧妙化し、高額被害は続いています。警察によるところによると、〇五年の架空請求詐欺は約四千八百件、被害額も約五十六億円に上っています。

話題の地上デジタル放送

消費者被害 ① 巧妙な架空請求、慌てず無視

を悪用した手口以外にも、様々な手口が報告されています。例えば、訴訟の取り下げの相談をうたって手数料を請求したり、架空の債権回収代行を持ちかけて費用を請求したり、融資を持ちかけて保証金を要求したりといった真合です。

架空請求の手段も手紙やダイレクトメール、電話、ファックスなどあらゆる方法が用いられています。このように巧妙化する架空請求詐欺にはどう対応すればよいでしょうか。

一番大事なことは、身に覚えのない請求は一切無視することです。「どうしよう……」と動搖しては相手の思うつぼ。慌てて手紙などに記された電話番号に問い合わせの電話をしたり、返信メールを出したりするのは控えてください。

電話で繰り返し身に覚えのない費用を請求される場合は、各地の消費生活センターや弁護士会の相談窓口に相談しましょう。慌てず、動搖せず、じっくりと構え